

上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施規則をここに公布する。

令和7年2月27日

上尾市長 畠山 稔

### 上尾市規則第3号

上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成27年4月10日付け雇児発0410第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく事業をいう。附則第2項から第5項において同じ。)として、高等学校を卒業していない(途中で退学した場合を含む。)ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童(以下単に「児童」という。)(以下これらの者を「ひとり親家庭の親等」という。)が高卒認定試験の合格を目指して民間事業者等が実施する講座を受講した場合において給付金を支給する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭の親 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、児童を扶養しているものをいう。
- (2) 高卒認定試験 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)第1条に規定する高等学校卒業程度認定試験をいう。
- (3) 大学入学資格検定 高等学校卒業程度認定試験規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)第1条に規定する大学入学資格検定をいう。

(給付金の種類等)

第3条 給付金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に掲げる

給付金は、それぞれ当該各号に定める場合に支給するものとする。

(1) 受講開始時給付金 支給対象者（次条に規定する支給対象者をいう。以下この条において同じ。）が対象講座（第5条に規定する対象講座をいう。以下この条並びに次条第2項第2号及び第4号において同じ。）の受講を開始した場合

(2) 受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した場合

(3) 合格時給付金 受講修了時給付金の支給を受けた者が対象講座の受講を修了した日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合

（支給対象者）

第4条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有するひとり親家庭の親等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱（平成26年9月30日付け雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業に係る支援（第10条第2項第3号において「策定支援」という。）を受けている者

(2) 給付金の支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の修得状況、労働市場の状況等から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金の支給を受けることができない。

(1) 高等学校を卒業している者

(2) 対象講座を受講する前において、既に大学入学資格検定又は高卒認定試験に合格している者その他学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することができる者

(3) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条の規定により同法第1条の高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者

(4) 過去に給付金の支給を受けたことがある者（対象講座を受講する者が過去に給付金の支給を受けている場合に限る。）

(対象講座)

第5条 給付金の支給の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、高卒認定試験の合格することを目的として実施される講座（通信により実施される場合を含む。以下同じ。）であって、市長が適当と認めるものとする。

(給付金の支給額等)

第6条 受講開始時給付金の支給額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。以下同じ。）の額に100分の40を乗じて得た額（その額が20万円を超える場合にあっては、20万円）。この場合において、当該乗じて得た額に1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 対象講座が通信により実施される場合 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の40を乗じて得た額（その額が10万円を超える場合にあっては、10万円）。この場合において、当該乗じて得た額に1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものとする。

2 受講修了時給付金の支給額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の50を乗じて得た額から受講開始時給付金の支給額を減じた額（その額及び受講開始時給付金の支給額の合計額が25万円を超える場合にあっては、25万円から受講開始時給付金の支給額を減じた額）。この場合において、当該乗じて得た額に1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 対象講座が通信により実施される場合 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の50を乗じて得た額（その額及び受講開始時給付金の支給額の合計額が12万5,000円を超える場合にあっては、12万5,000円から受講開始時給付金の支給額を減じた額）。この場合において、当該乗じて得た額に1円未満の端数を生

じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により受講開始時給付金及び受講修了時給付金の額として算定された額がそれぞれ4,000円を超えないときは、受講開始時給付金及び受講修了時給付金は支給しない。

4 合格時給付金の支給額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の10を乗じて得た額（その額並びに受講開始時給付金及び受講修了時給付金の支給額の合計額が30万円を超える場合にあっては、30万円から受講開始時給付金及び受講修了時給付金の支給額を減じた額）。この場合において、当該乗じて得た額に1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 対象講座が通信により実施される場合 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の10を乗じて得た額（その額並びに受講開始時給付金及び受講修了時給付金の支給額の合計額が15万円を超える場合にあっては、15万円から受講開始時給付金及び受講修了時給付金の支給額を減じた額）。この場合において、当該乗じて得た額に1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前相談の実施）

第7条 市長は、対象講座の受講を希望する者に対し、事前の相談を実施するものとする。

2 市長は、前項に規定する事前の相談を実施する際には、当該対象講座の受講を希望する者が第4条に定める支給対象者としての要件を満たしているか否かの把握に努めなければならない。

（対象講座の指定の申請）

第8条 給付金の支給を受けようとする者は、上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（第1号様式）を市長に提出し、講座を受講する前にあらかじめ、市長による対象講座の指定を受けなければならない。

（対象講座の指定）

第9条 市長は、前条の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し

た上で、対象講座の指定の可否を決定し、対象講座として指定することを決定したときは上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（第2号様式）により、対象講座として指定しないことを決定したときは上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座不指定通知書（第3号様式）により、それぞれ当該申請書の提出を行った者に通知するものとする。

（受講開始時給付金の支給の申請）

第10条 受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を開始した日から起算して30日以内に、上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該添付すべき書類を省略させることができる。

- (1) ひとり親家庭の親等の戸籍の謄本又は抄本
- (2) ひとり親家庭の親等と同一の世帯に属する者全ての住民票の写し
- (3) 策定支援を受けていることを証する書類
- (4) 当該対象講座に係る上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書
- (5) 当該対象講座の受講のために支払った費用に係る領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（受講開始時給付金の支給の決定）

第11条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けた場合には、その内容を審査した上で、速やかに受講開始時給付金の支給の可否を決定し、当該受講開始時給付金を支給することを決定したときは上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書（第5号様式）により、当該受講開始時給付金を支給しないことを決定したときは上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金不支給決定通知書（第6号様式）により、それぞれ当該申請書の提出を行った者に通知するものとする。

（受講修了時給付金の支給の申請）

第12条 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した日から起算して30日以内に、上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該添付すべき書類を省略させることができる。

(1) 第10条第2項第1号から第5号までに掲げる書類

(2) 当該対象講座の受講修了証明書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(受講修了時給付金の支給の決定)

第13条 第11条の規定は、受講修了時給付金の支給の決定について準用する。

(合格時給付金の支給の申請)

第14条 合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から高卒認定試験に係る合格証書が送付された後、当該合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に、上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該添付すべき書類を省略させることができる。

(1) 第10条第2項第1号から第4号までに掲げる書類

(2) 文部科学省が発行する高卒認定試験に係る合格証書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(合格時給付金の支給の決定)

第15条 第11条の規定は、合格時給付金の支給の決定について準用する。

(給付金の返還)

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、その者が既に支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、給付金の支給手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 次項の規定により対象講座とみなされたこの規則の施行前に市長がその定める要綱の規定により指定したひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に関する対象講座のうち令和6年8月1日前までに指定されたものについては、第4条第1項第1号及び第10条第2項第3号の規定は、適用しない。

3 この規則の施行前に市長がその定める要綱の規定によりしたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業に関する決定その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定に基づいて市長がした決定その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際、現に市長に対してされているこの規則によるひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業と同一の事業に関する申請その他の行為は、この規則の施行後は、この規則の相当規定に基づいて市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

5 この規則の施行の際、この規則によるひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業と同一の事業において使用されている申請書、通知書その他の書類は、この規則の様式によるものとみなす。

6 この規則の施行の際、現にある前項に規定する申請書、通知書その他の書類の用紙については、この規則の施行後においても、当分の間、これを使用することができる。

第1号様式（第8条関係）

上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

次のとおり講座を受講したいので、上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

なお、受講科目や受講期間、費用、受講状況の確認等のため、私の個人情報を受講施設に対して提供すること及び受講施設が新たに把握した私の個人情報を上尾市に提供することに同意します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 ( 歳)
②住所	〒	電話	
③受講施設の名称			
④講座の名称			通信・通学の別
⑤受講科目	1	2	3
	5	6	7
⑥試験を免除できる科目			
⑦受講期間	年 月 日 ~		年 月 日 (受講開始日)
⑧所要費用（予定）	入学料 (合計額)	円	受講料 円
⑨過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが ( ある ・ ない )		
(備考)			



第2号様式（第9条関係）

上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

第 年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで提出のありました上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり指定したので通知します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
			( 歳)
②住所	〒		電話
③受講施設の名称			
④講座の名称			通信・通学の別
⑤受講科目	1	2	3
	5	6	7
⑥試験を免除できる科目			
⑦受講期間	年 月 日 ~		年 月 日
⑧所要費用（予定）	入学科	円	受講料
	(合計額)	円)	円

第3号様式（第9条関係）

上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座不指定通知書

第 年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで提出のありました上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり講座を指定しないこととしたので通知します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 ( 歳)
②住所	〒	電話	
③受講施設の名称			
④講座の名称			
⑤受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥指定しない理由			

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第10条、第12条、第14条関係）

上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書

年 月 日

（宛先）

上尾市長

受講開始時給付金  
 受講修了時給付金  
 合格時給付金

の支給を受けたいので次のとおり申請します。

※いずれかに○をつけること。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 ( 歳)
②住所	〒	電話	
③受講施設の名称			
④講座の名称			通信・通学の別
⑤受講科目	1	2	3
	5	6	7
⑥試験を免除できる科目			
⑦受講期間	年 月 日 ~		年 月 日
⑧所要費用（予定）	入学料	円	受講料
	(合計額)	円	円
⑨希望する支払金融機関	金融機関名	支店名	
	口座種別	口座番号	
	口座名義		
(備考)			

第5号様式（第11条、第13条、第15条関係）

上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで提出のありました上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき審査したところ、次のとおり支給決定したので通知します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日		
			( 歳)		
②住所	〒		電話		
③受講施設の名称					
④講座の名称				通信・通学の別	
⑤受講科目	1	2	3	4	
	5	6	7	8	
⑥受講期間	年 月 日 ~			年 月 日	
⑦所要費用	入学料		円	受講料	
	(合計額)		円	円	
⑧支給決定額	受講開始時 給付金	円 ( 円 × = 円)		※1円未満切捨	
	受講修了時 給付金	円 ( 円 × = 円)		※1円未満切捨	
	合格時 給付金	円 ( 円 × = 円)		※1円未満切捨	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第6号様式（第11条、第13条、第15条関係）

上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金不支給決定通知書

第 年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで提出のありました上尾市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき審査したところ、次のとおり給付金を支給しないこととしたので通知します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 ( 歳)
②住所	〒	電話	
③受講施設の名称			
④講座の名称			
⑤受講科目	1	2	3
	5	6	7
⑥受講期間	年 月 日		4
	～		年 月 日 (受講開始日)
⑦支給しない理由			

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。